

## 一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案について

### 1. 改正の概要

国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間について追加等をするものである。

### 2. 改正の内容

#### (1) 新たに指定区間に追加するもの

路線名	追加区間	追加延長
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	<small>なりたしきちおかあざらいこうだい</small> 成田市吉岡字来光台1175番1 <small>さんむしまつおまちやつあざうしやつ</small> ～山武市松尾町谷津字牛谷138番1	18.5km
一般国道475号 (東海環状自動車道)	<small>ようろうぐんようろうちようおおとあざひがしぼた</small> 岐阜県養老郡養老町大跡字東畑855番1 <small>ほくせいちようあげきあざひのくち</small> ～いなべ市北勢町阿下喜字樋之口135番3	18.0km
計	2 路線	36.5km

#### (2) 一般国道の一部廃道に伴う変更によるもの

一般国道332号

以上1路線。

#### (3) 高速自動車国道との接続点の変更によるもの

一般国道506号

以上1路線。

### 3. スケジュール

(1) 閣議：平成21年5月22日(金)

(2) 公布：平成21年5月27日(水)

(3) 施行：平成21年6月1日(月)